

京都市訓令甲第 17 号

府 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

第1条中「、課長」の右に「(センター長を含む。以下同じ。)」を加え、「定め」を「定めることにより」に改める。

第4条第2項中「属する課」の右に「(センターを含む。)」を加える。

別表第1局長及び担当局長(環境政策局事業ごみ減量担当局長及び都市計画局建築技術担当局長を除く。)の項中「及び都市計画局建築技術担当局長」を「、文化市民局スポーツ担当局長、保健福祉局介護・医療企画担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長」に改める。

別表第1課長、総務事務センター長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長(広報課長、政策調整第一課長、情報管理課長及び情報統計課長を含む。)及び担当課長の項中「、総務事務センター長」を削る。

別表第2適正処理施設部長の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 溶融スラグの売却決定及び契約に関すること。

別表第2総務事務センター長の項第1号中「臨時の任用職員」を「再任用職員、臨時の任用職員」に改め、「同じ。」の右に「及び非常勤職員」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、再任用職員及び非常勤職員の雇用保険料にあっては、特別会計に帰属することとなるものに係るものと除外する。

別表第2総務事務センター長の項第2号を次のように改める。

(2) 職員の給与等(組織・人事担当局長が別に定めるものを除く。)に係る支出決定、差押え及び過誤払に係る収入決定に関する事項。ただし、臨時の任用職員の給与等に係る支出決定にあっては、社会保険料に係るものに限る。

別表第2総務事務センター長の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の扶養親族、通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の認定に関する事項。

別表第2総務事務センター長の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定に関すること。

別表第2給与課長の項中「給与課長」を「給与安全衛生課長」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「給与等」の右に「(組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を削り、同項第10号中「(京都市立病院の職員を除く。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項第11号を同項第8号とする。

別表第2法人税務課長の項第1号中「除く。」の右に「、入湯税」を加える。

別表第2文化市民局長の項第2号を削り、同項の後に次の1項を加える。

文化市民局 スポーツ担 当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-----------------------	----------------------------------

別表第2市民生活部長の項の後に次の2項を加える。

区政推進課 長	(1) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
文化市民局 文化芸術担 当局長	(1) 文化観光資源保護基金に係る寄付受納に関すること。

別表第2保健福祉局長の項の後に次の1項を加える。

保健福祉局 介護・医療企 画担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
--------------------------	----------------------------------

別表第2保健福祉部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2生活福祉部長の項の後に次の1項を加える。

地域福祉課 長	(1) 京都市子ども医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。
------------	---

別表第2児童家庭課長の項第3号中「児童扶養手当」を「児童手当、子ども手当及び児童扶養手当」に改める。

別表第2保健衛生推進室部長の項中「保健衛生推進室部長」を「保健衛生推進室長」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「、京都市立病院准看護師奨学資金」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 予防接種法第11条第1項による給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

別表第2都市計画局長の項の次に次の1項を加える。

都市計画局	(1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。
土木技術担当局長	(2) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。
	(3) 前2号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

別表第2都市計画局建築技術担当局長の項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第2住宅室部長の項中「住宅室部長」を「住宅室長」に改める。

別表第2建設局長の項の次に次の1項を加える。

建設局土木技術担当局長	(1) 1件80,000,000円未満の測量、地質調査及び設計委託の決定に関すること。
	(2) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関すること。
	(3) 前2号に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)